

障害者に係る欠格条項の見直しについて
～医療関係者審議会医師部会・歯科医師部会・保健婦助産婦看護婦部会
合同部会報告について

1 これまでの経緯

- 資格・免許制度又は業の許可制度において、欠格事由として障害者を表す身体又は精神の障害を掲げている法令の規定(いわゆる「障害者に係る欠格条項」)を平成14年度までに見直すとの政府決定(平成11年8月障害者施策推進本部決定)を受け、医療関係者審議会医師部会、同歯科医師部会及び同保健婦助産婦看護婦部会からなる合同部会が、医師法、歯科医師法及び保健婦助産婦看護婦法に規定する欠格条項の見直しの検討に着手(平成12年2月23日、欠格条項検討小委員会設置)し、今般、その検討結果についてとりまとめるに至ったもの。

2 報告の要点

- 患者の安全の確保を第一に考えつつ検討した結果、一般的に、心身に障害のある者については、業務の一部を適正に行うことができる場合があることから、現行の障害を特定した欠格事由である、「目が見えない者」「耳が聞こえない者」「口がきけない者」及び「精神病者」の条項は廃止し、障害を特定しない相対的欠格事由に改めるとの結論。
- 見直し後の欠格事由の運用に当たっては、障害者の障害を補う技術の水準や、教育の受け入れ体制の整備の程度等を勘案すべき。
- 見直しに付随して、大学等教育の現場における受け入れのための環境整備等が必要であり、関係者も、必要な支援を積極的に検討すべき。
- 見直し如何に関わらず、国家試験の水準は維持されるべきであるが、必要な知識・技能の評価に影響を与えない技術を用いた試験方法の導入に向け、関係者は引き続き検討すべき。
- 「ノーマライゼーション」の理念を、国民及び医療従事者全体が理解し、障害者の参加に向けた努力を続けるべき。

3 今後の対応

- 本報告を受け、政府全体の欠格条項見直しに向けた取組みとも歩調を合わせつつ、関係法令の改正作業を進めることとなる。

平成 12 年 12 月 26 日

障害者に係る欠格条項の見直しについて（報告）

医療関係者審議会

医師部会

歯科医師部会

保健婦助産婦看護婦部会

第 1 検討に至る経緯

1 医療関係資格における欠格条項の位置付け

医師及び歯科医師は、医療又は歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保することをその任務としている。また、保健婦・士は保健指導、助産婦は助産及び妊婦等に対する保健指導、看護婦・士及び准看護婦・士は傷病者等に対する療養上の世話及び診療の補助を行うことを業としており、病院等において、最も身近な医療関係職種として、国民の保健医療の向上に大きく貢献している。

これらの資格を有する者の行う業務は、国民の生命及び健康に直結する極めて重要なものであり、これらの資格は高い水準で厳格に定められる必要がある。したがって、これらの資格を取得するにあたっては、国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならないこととされ、国家試験の受験資格についても、医学又は歯学の正規の課程を修めて大学を卒業することや、厚生大臣の指定した養成所を卒業することなどが求められている。

現行法では、免許の付与に当たって、国家試験により業務上必要な知識及び技能の有無を判断するだけでなく、資格を高い水準で厳格に保つ観点から、いくつかの欠格条項を定めている（別紙 1）。

2 障害者に係る欠格条項の見直しに関する政府決定

これらの欠格条項のうち、「目が見えない者」、「耳が聞こえない者」、「口がきけない者」及び「精神病患者」といったいわゆる障害者に係る欠格条項については、障害者が社会活動に参加することを不当に阻む要因とならないようにする観点から、平成 11 年 8 月、政府の障害者施策推進本部において、平成 14 年度までに見直しをすることが、決定されたところである（別紙 2）。

この政府決定を受けて、平成 12 年 2 月 23 日、医療関係者審議会医師部会、同歯科医師部会及び同保健婦助産婦看護婦部会は、合同部会を開催し、医師法、歯科医師法及び保健婦助産婦看護婦法に規定する欠格条項の見直しに関する検討を開始するとともに、論点を整理し、原案を作成するため欠格条項小委員会を設置することとした。

同小委員会では、当合同部会と共同で障害者関係団体からのヒアリングを行いつつ、また諸外国の動向も参考にしながら、精力的に検討を行った。当合同部会では、同小委員会の報告を基に更なる検討を行ったところであり、以下、あるべき見直しの具体的方向等について報告するものである。

第 2 見直しの具体的方向

1 基本的姿勢

医師、歯科医師及び看護婦等は、医業、歯科医業、診療の補助といった、いわゆる医行為を業として行うことを許可されている。医療は、患者に対する医学的侵襲行為を含むものであり、これを安全かつ確実にを行うためには、患者の状況を的確に把握し、患者や他の医療従事者と適切な意思疎通を図るなどした上で、専門的知識、技能に裏打ちされた的確な判断を下すことが必要とされる。このような業務の特殊性から、欠格条項を含む厳格な免許制度が設けられているものと考えられる。したがって、欠格条項の見直しに当たっては、それが障害者の社会活動参加を不当に阻む要因とならないようにすることは重要であるが、患者の安全の確保を第一に考えるべきである。

2 見直しの方向

一般的に、心身に障害のある者については、業務の一部を適正に行うことが可能である場合があり、心身の障害を絶対的欠格事由として、これらの者に一律に門戸を閉ざすことは止め、免許を付与する方向に改めるべきである。その際、免許を付与するに当たり、ある特定の障害を有する者が行い得る行為をあらかじめ部分的に限定することは適当でない。なぜなら、障害者の心身の障害の態様は千差万別であるうえ、そもそも医療の対象としての患者は、疾病や傷害を負った人間の身体や精神のある一部分ではなく、両者を併せた全人的存在としての患者であり、また、患者の疾病や傷害は多様な経過をもつものだからである。

ただし、心身に障害のある者については、業務を一部でさえも行うことができない場合や、適正に行うことができる範囲を超えて業務を行うことにより、患者の安全が損なわれるおそれがあると認められる場合が想定される。これらのような場合には、患者の安全確保の観点から、免許の拒否又は免許の取消し若しくは業務の停止を可能とする余地を残しておく必要がある。

したがって、現行の障害者を特定した欠格事由である、目が見えない者、耳が聞こえない者、口がきけない者及び精神病患者の条項は廃止して、相対的欠格事由として「身体又は精神の障害により業務を適正に行うことが困難であると認められる者」というような規定に改めるべきものとする。ただし、具体的な規定の仕方については、法制度上の整合性に照らして整理する必要がある。

3 見直し後の運用

以上の見直しに伴い、医療に従事することを志す者から、免許を申請しようとする者、更には免許を取得した者に至るまで、教育の機会を含めた自らの進路を選択したり、自らが行い得る医療行為の限界を判断するに当たり、拠り所となるような運用基準が必要である。基準の策定やその運用に当たっては、その時々における医療の水準や障害者の障害を補う技術の水準、更には教育の受け入れ体制の整備の程度等を勘案するべきである。

第3 見直しに付随して配慮すべき事項

1 教育環境の整備

これまで医療に従事することを志すものの、絶対的欠格事由に該当することから大学等に入学することのなかった者が、絶対的欠格条項の廃止を契機として、大学等への入学を希望する場合が増加することが予想される。したがって、受け入れる教育の現場にあっては、必要に応じ、受け入れのための人的及び物的環境を整える一方、患者の安全を確保するという視点に立ち、学生の選抜や教育、指導を行う必要がある。また、関係者にあっても、このような教育側の取組に必要な支援について、連携しながら積極的に検討するべきである。

2 国家試験の在り方

医療関係資格に対する国家試験（都道府県知事が行う准看護婦試験を含む。）は、医師、歯科医師又は看護婦等として必要な知識及び技能を有しているかどうかを判断することを趣旨としている。したがって、国民に安全な医療を提供するという医療関係資格制度の目的に鑑みると、欠格条項の見直しの有無に関わらず、試験の水準は維持されなければならない。すなわち、試験内容、方法等について、特別の取扱いをすべきではないと考える。ただし、試験の実施に当たり、必要な知識及び技能の評価に影響を与えない、適切な技術が存在する場合には、そのような技術を用いた試験方法を可能な限り早期に導入できるよう、関係者は引き続き検討するべきである。

第4 保健婦助産婦看護婦法に規定する「素行が著しく不良である者」及び「伝染性の疾病にかかっている者」について

保健婦助産婦看護婦法には、医師法及び歯科医師法と異なり、相対的欠格事由として「素行が著しく不良である者」及び「伝染性の疾病にかかっている者」が規定されている。現状において、これらの規定の必要性について考えると、それぞれの規定につき、以下のような問題点があるものと考えられる。

1 「素行が著しく不良である者」について

現在における社会通念に照らして、どのような者が対象となるか必ずしも明確ではなくなってきており、また、「罰金以上の刑に処せられた者」に包含されることがほとんどであり、同条項が存在すれば足りるとの見方も可能である。

2 「伝染性の疾病にかかっている者」について

伝染病に対する治療をめぐる事情が立法当時から格段に変化していることに加え、そもそも患者への二次感染の問題は職場における健康管理を通じて解決するべきものであることを考慮する必要がある。さらに、平成 10 年に制定された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の中で、国の責務として、「感染症の患者等の人権の保護」への配慮が規定されていることを踏まえる必要がある。

これらの問題点を踏まえると、これらの規定は削除されるべきであると考えられる。

第 5 おわりに

医療には患者に対する侵襲行為が含まれることから、資格制度を設けることで、その安全性を確保している。したがって、患者の安全の確保という観点から、その資格は高い水準で維持されるべきことについて異論はないと考える。しかしながら、この理念を墨守するがゆえに、障害者が医療に参加することを不当に阻むことがあってはならない。また、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を医療を受ける立場にある国民のみならず、医療従事者全体が理解し、障害者の参加に向けた努力を続けるべきである。それと同時に、受け入れに伴い生じてくる教育上の配慮についても引き続き検討するべきである。

当合同部会では、患者の安全を優先するという基本的姿勢を堅持しながら慎重な議論を進め、その結果、現行の障害者に係る絶対的欠格条項はすべて廃止し、障害者に対して医療の世界への門戸を開放すべきであると結論づけた。そこで、障害者を医師、歯科医師又は看護婦等として

受け入れる側の国民にあっては、この結論の重みを受け止めると同時に、医療の世界で活躍することを希望する側の障害者にあっても、医療の世界の厳しさ、人の生命を預かることの重い責任を十分に理解するように強く望むものである。

今後、意欲ある障害者が医療に参画し、活躍されることを期待して、この報告書の結びとしたい。

現行の欠格条項一覧

1 医師及び歯科医師

(絶対的欠格事由)

- 未成年者
- 成年被後見人
- 被保佐人
- 目が見えない者
- 耳が聞こえない者
- 口がきけない者

(相対的欠格事由)

- 精神病患者
- 麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者
- 罰金以上の刑に処せられた者
- 医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者

2 保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦

(絶対的欠格事由)

- 目が見えない者
- 耳が聞こえない者
- 口がきけない者

(相対的欠格事由)

- 罰金以上の刑に処せられた者
- 保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦の業務に関し犯罪又は不正の行為のあった者
- 素行が著しく不良である者
- 精神病患者
- 麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者
- 伝染性の疾病にかかっている者

障害者に係る欠格条項の見直しについて

平成11年8月9日
障害者施策推進本部決定

1 基本的考え方

資格・免許制度又は業の許可制度において、資格・免許又は業の許可等の欠格事由として障害者を表す身体又は精神の障害を掲げている法令の規定、特定の業務への従事、公共的なサービスの利用等に当たり障害者を表す身体又は精神の障害を理由に一般と異なる制限を付している法令の規定、その他障害者を表す身体又は精神の障害を理由としてこれらの障害を有するものに一般と異なる不利益な取扱を行うことを定めた法令の規定（以下「障害者に係る欠格条項」という。）については、障害者が社会活動に参加することを不当に阻む要因とならないよう「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年3月障害者対策推進本部決定）の推進のため、対象となるすべての制度について見直しを行い、その結果に基づき必要と認められる措置をとるものとする。

見直しに当たっては、平成10年12月、中央障害者施策推進協議会より出された「障害者に係る欠格条項の見直しについて」を踏まえ、現在の障害及び障害者に係る医学の水準、障害及び障害者の機能を補完する機器の発達等科学技術の水準、先進諸外国における制度のあり方その他の社会環境の変化を踏まえ、制度の趣旨に照らして、現在の障害者に係る欠格条項が真に必要なか否かを再検討し、必要性の薄いものについては障害者に係る欠格条項を廃止するものとする。

上記再検討の結果、身体又は精神の障害を理由とした欠格、制限等が真に必要なと認められるものについては、次項に掲げるところにより対処するものとする。

2 真に必要な欠格条項に係る具体的対処方針

欠格、制限等が真に必要なと認められる制度については、次に掲げるところにより対処する。

(1) 対処の方向

① 欠格、制限等の対象の厳密な規定への改正

- ・ 現在の医学・科学技術の水準を踏まえて、対象者を厳密に規定する。
- ・ 本人の能力等（心身の機能を含む）の状況が業務遂行に適するか否かが判断されるべきものであるため、その判断基準を明確にする。

② 絶対的欠格から相対的欠格への改正

- ・ 客観的な障害程度の判断、補助者、福祉用具等の補助的な手段の活用、一定の条件の付与等により、業務遂行が可能となる場合があることも考慮されるべきであり、その対応策として絶対的欠格事由を定めているものは相対的欠格事由に改めることを原則とする。

③ 障害者を表す規定から障害者を特定しない規定への改正

- ・ 欠格事由として「障害者」「〇〇障害を有する者」等という規定から、
ア 「心身の故障のため業務に支障があると認められる者」等の規定への改正。
イ 視覚、聴覚、言語機能、運動機能、精神機能等身体又は精神の機能に着目した規定への改正。（機能の程度について、点字、拡大器、手話等の機能補完技術・機器の活用及び補助者の配置の可能性を考慮する。）

④ 資格・免許等の回復規定の明確化

- ・ 資格・免許等を取得した後に欠格事由に該当したことをもって、資格・免許等の取消、停止等を行う規定を有する制度にあっては、当該事由が止んだ時の資格・免許等の回復に関する規定を整備する。

(2) 制度ごとの対処

- ・ 別表に掲げる制度につき、下記の区分により具体的な対処の方向を検討し、その結果に基づき必要と認められる措置を行う。

- ① 個人に対して資格・免許等を付与する制度であって、障害者に係る欠格条項が真に必要な場合には、2の(1)の①、②、③及び④の内一又は複数の対処の方向
- ② 個人又は法人に対して業の許可を行う制度及び絶対的欠格事由を定めている資格・免許・業の許可以外の制度であって、障害者に係る欠格条項が真に必要な場合には、2の(1)の①、②及び③の内一又は複数の対処の方向
- ③ 前記①及び②に掲げる以外の絶対的欠格事由を定めていない制度であって、障害者に係る欠格条項が真に必要な場合には、2の(1)の①及び③の内一又は複数の対処の方向

3 見直しの促進

本方針に基づく見直しは、可及的速やかに行うものとし、遅くとも「障害者対策に関する新長期計画」の計画期間内に必要な措置を終了するものとする。

見直しの進捗状況を明らかにするため、総理府は、定期的に関係各省庁から見直しの進捗状況についての報告を求め、障害者施策推進本部に報告するとともに、一般に公表するものとする。

「2 具体的対処方針」の(2)①に該当する制度

警察庁 警備員等の検定資格

警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者

銃砲又は刀剣類所持に係る許可

指定射撃場の設置者及び管理者

自動車等の運転免許

環境庁 狩猟免許

厚生省 薬剤師免許

栄養士免許

調理師免許

理容師免許

美容師免許

製菓衛生師免許

医師免許

医師国家試験・予備試験

歯科医師免許

歯科医師国家試験・予備試験

診療放射線技師免許

臨床検査技師・衛生検査技師免許

理学療法士・作業療法士免許

視能訓練士免許

言語聴覚士免許

臨床工学技士免許

義肢装具士免許

救急救命士免許

あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許

柔道整復師免許

歯科衛生士免許

歯科技工士免許

保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦免許

農水省 家畜人工受精師免許

獣医師免許

運輸省 動力車操縦者運転免許

海技従事者国家試験 (一般船)

水先人免許

通訳案内業免許

地域伝統芸能等通訳案内業免許

郵政省 無線従事者免許

労働省 衛生管理者・作業主任者・クレーン等の運転免許

建設省 建設機械施工の技術検定

所 管 制 度

「2 具体的対処方針」の(2)②に該当する制度

警察庁 警備業の認定

警備員の制限

風俗営業の許可

風俗営業の許可基準に係る調査業務

風俗営業の営業所の管理者

科技庁 放射性同位元素等の使用、販売等の許可

放射性同位元素又はこれに汚染された物の取扱い並びに放射線発生装置の使用の制限

厚生省 薬局開設許可

医薬品等の製造業等許可

医薬品等の一般販売業等の許可

麻薬の輸入等に係る免許

けしの栽培許可

毒物劇物取扱責任者

特定毒物研究者の許可

法務省 検察審査員

外国人の上陸制限

通産省 火薬類取扱い

運輸省 船舶乗務のための身体検査基準

所 管 制 度

「2 具体的対処方針」の(2)③に該当する制度

人事院 国家公務員の就業禁止

防衛庁 海技試験制度 (自衛艦)

運輸省 航空機乗り組のための身体検査基準

労働省 一般労働者の就業禁止

建設省 公営住宅への単身入居

改良住宅への単身入居

「障害者に係る欠格条項の見直し」検討経過

- 平成12年 2月23日（水） 医療関係者審議会医師部会・歯科医師部会・保健婦
助産婦看護婦部会合同部会
・欠格条項検討小委員会設置
・障害者団体からのヒアリング実施の了承
- 4月 5日（水） 第1回欠格条項検討小委員会
・障害者に係る欠格条項の見直しに関する検討
- 5月10日（水） 医療関係者審議会医師部会・歯科医師部会・保健婦
助産婦看護婦部会合同部会及び欠格条項検討小委員
会の合同会議
・障害者関係団体よりヒアリング
- 6月27日（火） 第2回欠格条項検討小委員会
・障害者に係る欠格条項の見直しに関する検討
- 8月 9日（水） 第3回欠格条項検討小委員会
・障害者に係る欠格条項の見直しに関する検討
- 10月30日（月） 第4回欠格条項検討小委員会
・小委員会報告書のとりまとめ
- 12月 7日（木） 医療関係者審議会医師部会・歯科医師部会・保健婦
助産婦看護婦部会合同部会
・欠格条項検討小委員会報告書の提出及び検討
- 12月26日（火） 医療関係者審議会医師部会・歯科医師部会・保健婦
助産婦看護婦部会合同部会
・報告書のとりまとめ